

食品安全委員会（第943回会合）議事概要

日 時:令和6年6月18日（火） 14:00～16:03

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般88名

- (1) 令和6年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）

→消費者庁から説明。

本件については、消費者庁に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

- (2) 令和6年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から説明。

本件については、農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請した。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 3品目
イソシクロセラム
グルホシネート
シクロピラニル

→消費者庁から説明。

農薬「イソシクロセラム」については、農薬第四専門調査会において、農薬「グルホシネート」について、農薬第二専門調査会において、農薬「シクロピラニル」について、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

- (4) 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応について

→消費者庁及び厚生労働省から説明。

本件については、消費者庁及び厚生労働省に対し、本日説明のあった「今後の対応」の実施に当たり、委員からの御意見等を真摯に受け止め、国民の健康保護が最も重要であるとの認識のもと、今後同様の健康被害が発生しないよう制度の適正な運用に努めるよう要請した。

また、いわゆる健康食品について、消費者庁が主体となって国民に向けたリスクコミュニケーションに真摯に取り組むよう要請し、食品安全委員会としてもこれに協力して取り組むこととなった。